

公 募 公 告

有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、飲料用自動販売機の設置及び管理運営業務を希望する者の募集について、下記のとおり公募する。

令和5年2月2日

法務省所管国有財産部局長

水戸地方法務局長 宮 城 安

記

1 公募に付する事項

(1) 件 名

飲料用自動販売機の設置及び管理運営業務

(2) 設置場所

ア 茨城県日立市弁天町二丁目13番15号

日立法務総合庁舎内

イ 茨城県常陸太田市山下町1221番地1

水戸地方法務局常陸太田支局庁舎内

ウ 茨城県土浦市下高津一丁目12番9号

水戸地方法務局土浦支局庁舎内

エ 茨城県つくば市吾妻一丁目12番地1

筑波地方合同庁舎内

オ 茨城県龍ヶ崎市2985番地

水戸地方法務局龍ヶ崎支局庁舎内

カ 茨城県取手市宮和田1784番地1

水戸地方法務局取手出張所庁舎内

キ 茨城県鹿嶋市宮下五丁目20番地4

水戸地方法務局鹿嶋支局庁舎内

ク 茨城県下妻市下妻乙1300番地1

水戸地方法務局下妻支局庁舎内

(3) 設置期間

令和5年4月3日(月)から令和10年3月31日(金)までとする。

ただし、必要に応じ一度に限り更新する。

(4) 募集者数

1者

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 募集要領及び仕様書等の交付

公募への参加を希望する者は、次のとおり、募集要領及び仕様書等の交付を受けること（書留郵送による請求可。要返信用切手140円分。交付期間内必着。）。

なお、募集要領及び仕様書等の交付を受けていない者は、公募に参加することができない。

(1) 募集要領及び仕様書等の交付場所

茨城県水戸市北見町1番1号 水戸法務総合庁舎2階

水戸地方法務局会計課（担当 根本）

TEL029-227-9915 FAX029-227-9929

(2) 交付期間

本公告の日から令和5年2月15日（水）午後5時15分まで

(3) 受付時間

平日（土、日及び国民の祝日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 請求先及び問合せ先

上記(1)と同じ

4 企画提案書等の提出

募集要領及び仕様書等に基づき、令和5年2月27日（月）午後5時15分までに企画提案書等を作成の上、上記請求先に提出すること（書留郵送による提出可。上記期限内必着。）。